

「新市場区分の概要等について」に関するよくある質問と回答（F A Q）

2020年3月31日

株式会社東京証券取引所

※本資料は、2020年2月21日に公表した「新市場区分の概要等について」に関して、上場会社をはじめとする市場関係者の皆様から寄せられた主な質問に関する回答を取り纏めたものです。本資料の利用に際しては、上記資料の該当箇所についても、あわせてご確認ください。

目次

1. 新市場区分の概要 [(参照) 新市場区分の概要等について 6ページ]	5
Q1. 各市場区分の上場維持基準に抵触した場合、改善を図るための猶予期間は、どの程度の長さになるのですか。	5
Q2. 各市場区分の上場維持基準に抵触した場合に、他の市場区分へ変更することはできますか。	5
Q3. 新たな市場区分では、「市場区分間の移行」に関する緩和された基準は設けないとのことですが、各市場区分の上場維持基準に抵触した場合における市場区分の変更制度は設けないのでですか。	5
Q4. 新たな市場区分では、上場会社が他の市場区分への変更を申請する場合、改めて当該市場区分の新規上場基準と同様の基準による審査を受ける必要があるとのことですが、一度、現在の市場区分における上場が廃止され、未上場の期間を経た後、再び新規上場することになるのでしょうか。	5
2. プライム市場の上場基準 [(参照) 新市場区分の概要等について 7ページ]	6
Q5. 上場維持基準における「流通株式時価総額」は、どのように算定されるのですか。	6
Q6. 上場維持基準における「売買代金」を、「1日平均売買代金0.2億円以上」とした趣旨を教えてください。また、「売買代金」は、どのように算定されるのですか。	6
Q7. 自社の株式について、直近の売買代金を確認することは可能ですか。	6
Q8. 時価総額に関する上場維持基準は設けないのでですか。	6
Q9. スタンダード市場やグロース市場からプライム市場への変更の申請の場合においては、「時価総額250億円以上」と「売買代金1日平均0.2億円以上」のどちらの基準が適用されますか。	6
Q10. プライム市場において、「見直し後のコーポレートガバナンス・コード全原則の適用」という記載がありますが、全原則についてコンプライが求められるのですか。	7
Q11. プライム市場では、ガバナンスに関してどのような実質審査が行われますか。スタンダード市場との違いはありますか。	7
Q12. 「収益基盤・財政状態」については「新規上場申請に係る不受理基準」との記載がありますが、上場維持基準ではないのですか。	7
Q13. 経営成績・財政状態に係る基準のうち、「利益の額」について、現行の市場第一部の新規上場基準（最近2年間で5億円）と比べて高い水準（最近2年間で25億円）が求められることとなった背景を教えてください。	8

Q14. 「利益の額」の定義は、現行の定義から変更がありますか。	8
Q15. 足元で赤字を計上しているため、「売上実績」の基準を利用して上場申請することを考えていますが、どのような実質審査が行われますか。	8
Q16. 「純資産の額」の基準は、これまでと同様、上場日において基準に適合する見込みがあればよいでしょうか。	8
スタンダード市場の上場基準 [(参照) 新市場区分の概要等について 8ページ]	9
Q17. 上場維持基準における「流通株式時価総額」は、どのように算定されるのですか。	9
Q18. 時価総額に関する新規上場基準及び上場維持基準は設けないのですか。	9
Q19. 現在、JASDAQに上場する会社が、新たな市場区分において、スタンダード市場を選択して移行した場合には、コーポレートガバナンス・コード全原則が適用対象となるのでしょうか。	9
Q20. 今後のコーポレートガバナンス・コードの改訂において、プライム市場の上場会社を念頭に改訂される内容については、適用の対象とならないのですか。	9
Q21. 「収益基盤・財政状態」について、「新規上場申請に係る不受理基準」との記載がありますが、上場維持基準ではないのですか。	9
Q22. 「利益の額」の定義は、現行の定義から変更がありますか。	9
Q23. 「純資産の額」の基準は、これまでと同様、上場日において基準に適合する見込みがあればよいでしょうか。	10
グロース市場の上場基準 [(参照) 新市場区分の概要等について 9ページ]	10
Q24. 市場コンセプトに記載されている「高い成長可能性」については、どのように判断されるのでしょうか。	10
Q25. 「事業計画が合理的に策定されていること」を確認するための実質審査において、現行のマザーズと比較して審査内容の変更はありますか。	10
Q26. 「先行投資型バイオベンチャーの上場についての考え方と審査のポイント」(2019年12月26日公表)は、グロース市場においても基本的に同様の取扱いとなりますか。	10
Q27. 今後、開示が求められる「事業計画及び成長可能性に関する事項」について、記載が想定される内容、事業計画の対象期間、開示のタイミングなどを教えてください。	11
Q28. 上場後における事業計画の進捗状況の開示は、どのタイミングで行えばよいですか。	11
Q29. 上場後における事業計画の進捗状況の開示と、業績予想及びその修正開示との間には、どのような違いがあるのでしょうか。	11
Q30. 新規上場基準において、時価総額に関する基準は設けないのですか。	12
Q31. 上場会社における「上場後10年経過後 時価総額40億円以上」の基準の「上場」とはいつの時点からカウントされますか。	12
Q32. 現在のマザーズでは、上場から10年経過後に、上場先の市場を選択する必要がありますが、グロース市場においては、こうした制度は設けられないのですか。	12
Q33. 上場維持基準における「流通株式時価総額」は、どのように算定されるのですか。	12
流通株式の定義の見直し [(参照) 新市場区分の概要等について 10ページ]	13
Q34. 流通株式の定義の見直しについては、いつ頃詳細が公表され、また、新たな流通株式の定義はいつから適用されますか。	13

Q35. 流通株式の定義の見直しについて、具体的にはどのような見直しが想定されていますか。たとえば、「政策保有株」や「P E ファンドの保有分」について、どのような取扱いとなりますか。 13	
新たな市場区分の選択に係る手続 [(参照) 新市場区分の概要等について 12、13ページ] 14	
Q36. 「市場選択に係る手続」を行う場合、どのような基準を満たす必要がありますか。たとえば、市場第一部上場会社がプライム市場を選択する場合はどのような基準への適合が求められますか。 14	
Q37. 「新規上場と同様の審査手続」が必要となる市場区分を選択する場合、どのような審査が行われますか。 14	
Q38. 「新規上場と同様の審査手続」が必要となる市場区分を選択する場合のスケジュールを教えてください。 14	
Q39. 「新規上場と同様の審査手続」が必要となる市場区分を選択した場合で、新規上場基準と同様の基準に適合しなかったときは、どのような取扱いとなりますか。 14	
Q40. 新たな市場区分の上場維持基準に適合しているか否かの通知では、どの市場区分への適合状況が通知されるのですか。 15	
Q41. 移行基準日における上場維持基準への適合状況を判定するにあたって、基準日、算定期間等を具体的に教えてください。 15	
Q42. 「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」において、記載が想定される内容を教えてください。 15	
Q43. 選択する市場区分の「収益基盤・財政状態」に関する基準に適合していない場合、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の提出が求められますか。 16	
Q44. 「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の進捗状況について、具体的にどのようなタイミングで開示することが求められますか。 16	
Q45. 市場選択に係る取締役会決議を行った場合は、適時開示が求められますか。取引所から選択結果の公表は行われますか。 16	
経過措置 [(参照) 新市場区分の概要等について 14ページ] 17	
Q46. 経過措置の適用期間について「当分の間」とありますが、具体的な期間を教えてください。 17	
Q47. 経過措置の適用期間中の上場維持基準について、具体的な内容を教えてください。 17	
Q48. 新たな市場区分への移行後、経過措置の適用期間中に、他の市場区分への変更を希望する場合には、どのような手続を行うことが求められますか。 17	
工程 [(参照) 新市場区分の概要等について 16ページ] 17	
Q49. 今後、市場区分の見直しが進められていく中で、新たな上場基準や流通株式の定義などについて、東証に意見を提出する機会はありますか。 17	
現行制度の一部改正 [(参照) 新市場区分の概要等について 17ページ] 18	
Q50. 現行制度の一部改正では、新規上場基準のみでなく、一部指定基準、市場変更基準等も改正の対象となるのでしょうか。また、制度改正の適用時期について教えてください。 18	
Q51. 現行制度の改正内容について、「新市場区分の概要等について」の 17ページに記載されている項目以外に何か想定している内容はありますか。 18	
Q52. 現行制度の改正では、市場第一部への新規上場、市場変更及び一部指定に関する基準について	

て、赤字の場合の上場審査基準の明確化が行われる予定とのことですが、具体的にはどのような基準の見直しが行われる予定ですか。	18
Q53. 市場第二部及びJASDAQスタンダードの上場基準が共通化される見込みですが、新規上場申請書類の取扱いはどうなりますか。	18
Q54. 現行制度改正後、マザーズでは、新規上場時の「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示が求められますが、新規上場申請にあたって同事項の提出が求められますか。	18
Q55. 現行制度の改正について、新規上場、市場変更及び一部指定の基準のほか、指定替え基準や上場廃止基準について見直しが行われますか。	19
Q56. 制度改正に伴い、現行の各市場の標準審査期間に変更はありますか。	19

1. 新市場区分の概要 [(参照) 新市場区分の概要等について 6 ページ]

Q1. 各市場区分の上場維持基準に抵触した場合、改善を図るための猶予期間は、どの程度の長さになるのですか。

A. 上場維持基準の項目に応じて、改善計画を立案、実行し、かつ、改善状況を確認するために必要な期間を猶予期間として設定することを予定しています。詳細については、2020年内に公表を予定する制度要綱においてお示しいたします。

Q2. 各市場区分の上場維持基準に抵触した場合に、他の市場区分へ変更することはできますか。

A. ある市場区分の上場維持基準に抵触した上場会社が、改善計画の立案及び実行に替えて、他の市場区分への変更を希望するときは、[Q4](#) のとおり、猶予期間中に変更先の他の市場区分への上場を申請し、新規上場基準と同様の基準による審査を受けていただくことを想定しています。

Q3. 新たな市場区分では、「市場区分間の移行」に関する緩和された基準は設けないとのことですが、各市場区分の上場維持基準に抵触した場合における市場区分の変更制度は設けないのですか。

A. 新たな市場区分の下では、各市場区分をそれぞれ独立したコンセプトで運営していくことから、現行制度における指定替え制度（市場第一部上場会社が一定の事由に該当した場合に市場第二部に指定替えとなる仕組み）のような、上場会社の意思によらない市場区分の変更に係る制度は、設けないことを想定しています。したがって、他の市場区分への変更は、上場会社からの申請に基づく審査によって行います。

Q4. 新たな市場区分では、上場会社が他の市場区分への変更を申請する場合、改めて当該市場区分の新規上場基準と同様の基準による審査を受ける必要があるとのことですが、一度、現在の市場区分における上場が廃止され、未上場の期間を経た後、再び新規上場することになるのでしょうか。

A. 変更前の市場区分における上場を維持しつつ、変更を希望する市場区分の新規上場基準と同様の基準による審査を申請できるものとすることを想定しています（現在の一部指定審査、市場変更審査と同様となります。）。そのため、通常は未上場の期間は生じないと思われます。市場区分の変更に係る手続の詳細については、2020年内に公表を予定する制度要綱においてお示しいたします。なお、ある市場区分の上場維持基準に抵触している場合であって、猶予期間内に他の市場区分への市場変更の申請を行ったものの、猶予期間内に市場変更に係る審査に適合しなかったときは、一時的に未上場の期間が生ずる場合があります。

2. プライム市場の上場基準 [(参照) 新市場区分の概要等について 7ページ]

・流動性

Q5. 上場維持基準における「流通株式時価総額」は、どのように算定されるのですか。

A. 流通株式時価総額は、「流通株式数」×「株価」により算定いたします。

現行制度では、「株価」について、上場会社の事業年度の末日（事業年度の末日と株主等基準日が異なる場合は、株主等基準日）における最終価格を採用していますが、新たな市場区分の下では、一時的な株価変動の影響を緩和するために一定期間の平均値による想定しています。

詳細については、2020年内に公表を予定する制度要綱においてお示しいたします。

Q6. 上場維持基準における「売買代金」を、「1日平均売買代金0.2億円以上」とした趣旨を教えてください。また、「売買代金」は、どのように算定されるのですか。

A. 国内外の多様な機関投資家が安心して投資に参加するためには、機関投資家による買付け又は売付け注文が円滑に執行されるだけの十分な取引量の存在が前提となります。そこで、金融危機などの過去の取引縮小の局面の状況も踏まえつつ、最低限の流動性の水準を示すものとして、「1日平均売買代金0.2億円以上」としています。

この「売買代金」の算定は、東証の立会内取引における一定期間の実績による想定しており、詳細は、2020年内に公表を予定する制度要綱においてお示しいたします。

Q7. 自社の株式について、直近の売買代金を確認することは可能ですか。

A. 日本取引所グループのウェブサイトにおいて公表している月間相場表（株式相場表）において、銘柄ごとの売買代金（1ヶ月間の合計）を公表しています（トップページ>マーケット情報>統計情報（株式関連）>月間相場表）。

https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/price/nlsgeu000004jsqy-att/st_202001.pdf

Q8. 時価総額に関する上場維持基準は設けないのでしょうか。

A. ご認識のとおり、上場維持基準においては、時価総額に関する基準は設けず、新規上場基準においてのみ基準を設けることとしています。なお、流通株式時価総額に関する基準については、上場維持基準及び新規上場基準ともに設けることとしています。

Q9. スタンダード市場やグロース市場からプライム市場への変更の申請の場合においては、「時価総額250億円以上」と「売買代金1日平均0.2億円以上」のどちらの基準が適用されますか。

A. 上場会社が他の市場区分への変更を希望する場合には、新規上場基準と同様の基準による審査を実施することとしており、「時価総額250億円以上」が適用されます。「プライム市場」への変更後

に関しては、上場維持基準として「売買代金1日平均0.2億円以上」が適用されます。

・ガバナンス

Q10. プライム市場において、「見直し後のコーポレートガバナンス・コード全原則の適用」という記載がありますが、全原則についてコンプライが求められるのですか。

A. コーポレートガバナンス・コードの適用については、現状どおり、「コンプライ・オア・エクスプレイン」によることを想定しています。そのため、「プライム市場」の上場会社について、見直し後のコーポレートガバナンス・コードの全原則が適用される場合でも、「コンプライ・オア・エクスプレイン」が求められることになる想定です。

なお、コーポレートガバナンス・コードの改訂内容等については、今後、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において議論が行われる予定です。

Q11. プライム市場では、ガバナンスに関してどのような実質審査が行われますか。スタンダード市場との違いはありますか。

A. 新たな市場区分においても、現行と同様に、新規上場審査に際して「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」を実質審査の項目として掲げる予定です。新たな市場区分の下では、「プライム市場」と「スタンダード市場」との間で異なる内容のコーポレートガバナンス・コードが適用されることや、「プライム市場」が「投資家との建設的な対話を企業価値向上の中心に据える企業」を上場対象とするコンセプトを採用していることを踏まえると、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」に関する審査も自ずから差異が生ずることになると思われます。

例えば、「プライム市場」における新規上場審査においては、見直し後のコーポレートガバナンス・コードに係る「コンプライ・オア・エクスプレイン」の内容が、コーポレート・ガバナンスに関する報告書で適切に開示されているかなど、機関投資家との間の建設的な対話の実効性確保の状況をチェックすることが考えられますが、これに限定されるものではありません。なお、Q10に記載のとおり、審査の過程で、コーポレートガバナンス・コードの原則の全部又は一部の「コンプライ」を義務付けることは想定していません。

・経営成績・財政状態

Q12. 「収益基盤・財政状態」については「新規上場申請に係る不受理基準」との記載がありますが、上場維持基準ではないのですか。

A. ご認識のとおり、「収益基盤・財政状態」については、上場維持基準ではありません。新規上場審査において、これらの基準を満たしている場合に実質審査を実施します。

Q13. 経営成績・財政状態に係る基準のうち、「利益の額」について、現行の市場第一部の新規上場基準（最近2年間で5億円）と比べて高い水準（最近2年間で25億円）が求められることとなった背景を教えてください。

A. 現行の市場第一部及び市場第二部の新規上場審査に際しては、最近2年間の利益合計が5億円以上であることを求めていましたが、これまでも市場第一部に直接上場を行うケースでは、当該基準が形式基準として機能していないという問題がありました。新たな市場区分の下では、「プライム市場」の新規上場基準として、「流通株式時価総額100億円」や「時価総額250億円」などの基準が設定される見込みであることから、当該水準を踏まえた適切な水準（最近2年間の利益合計が25億円以上）に見直しを行うものです。

Q14. 「利益の額」の定義は、現行の定義から変更がありますか。

A. 現行から変更はなく、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（連結経常利益（損失）から非支配株主に帰属する当期純利益（損失）を加減して算出した額）とします。なお、IFRS任意適用会社についても、現行から変更はなく、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額（税引前利益の額を基礎として計算）とします。

Q15. 足元で赤字を計上しているため、「売上実績」の基準を利用して上場申請することを考えていますが、どのような実質審査が行われますか。

A. 「売上実績」の基準は、新規上場後において、中長期的な企業価値向上のための積極的な「投資」の結果、継続的に赤字計上が見込まれる場合などを念頭に、新規上場申請者の事業実態に照らして「安定的かつ優れた収益基盤・財政状態を有する」か否かを実質的に確認することを想定しているものです。

具体的な審査は、単年度の利益やキャッシュフローの赤字原因となっている「投資」が上場後の企業価値向上にどのように寄与することが想定されるのか、「投資」が新規上場申請者の事業の継続性にどのような影響を与えるのか、「投資」を考慮した新規上場申請者全体の収益基盤・財政状態の見通しが良好であるかなどを踏まえて行います。また、それらの内容について十分な情報開示が行われていることも確認する想定としています。詳細については、現行制度の一部改正に関する制度要綱においてお示しいたします。

Q16. 「純資産の額」の基準は、これまでと同様、上場日において基準に適合する見込みがあればよいでしょうか。

A. 現行から変更はなく、上場日において基準に適合する見込みがあれば足りるものとします。

スタンダード市場の上場基準 [(参照) 新市場区分の概要等について 8ページ]

・流動性

Q17. 上場維持基準における「流通株式時価総額」は、どのように算定されるのですか。

A. プライム市場に係る [Q5](#) をご参照ください。

Q18. 時価総額に関する新規上場基準及び上場維持基準は設けないのですか。

A. ご認識のとおり、時価総額に関する新規上場基準及び上場維持基準は設けません。

・ガバナンス

Q19. 現在、JASDAQに上場する会社が、新たな市場区分において、スタンダード市場を選択して移行した場合には、コーポレートガバナンス・コード全原則が適用対象となるのでしょうか。

A. 現行制度では、JASDAQスタンダードに上場する会社は、コーポレートガバナンス・コード中の基本原則のみが適用対象となっていますが、一斉移行に際して「スタンダード市場」を選択した場合には、コーポレートガバナンス・コードの全原則が適用対象となる見込みです。この場合、2021年秋に予定される「市場選択に係る手続」に際して、市場選択申請書とあわせて、必要な内容の記載を更新したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を提出いただくことを想定しています。

Q20. 今後のコーポレートガバナンス・コードの改訂において、プライム市場の上場会社を念頭に改訂される内容については、適用の対象とならないのですか。

A. ご理解のとおりです。

・経営成績・財政状態

Q21. 「収益基盤・財政状態」について、「新規上場申請に係る不受理基準」との記載がありますが、上場維持基準ではないのですか。

A. 「プライム市場」に係る [Q12](#) をご参照ください。

Q22. 「利益の額」の定義は、現行の定義から変更がありますか。

A. 「プライム市場」に係る [Q14](#) をご参照ください。

Q23. 「純資産の額」の基準は、これまでと同様、上場日において基準に適合する見込みがあればよいでしょうか。

A. 「プライム市場」に係る [Q16](#) をご参照ください。

グロース市場の上場基準 [（参照）新市場区分の概要等について 9 ページ]

・事業計画

Q24. 市場コンセプトに記載されている「高い成長可能性」については、どのように判断されるのでしょうか。

A. 現行のマザーズの上場制度と同様に、新規上場申請に際して主幹事取引参加者が作成する「推薦書」の別紙において、「高い成長可能性を有しているとの判断根拠」に関する見解の提出をお願いすることとなります。

なお、現行制度では、一定の売上高・利益の実績がある場合（最近 2 年間において、最近の 1 年間の利益の額が前期比 3 割以上増加して 1 億円以上であり、かつ、最近の 1 年間の売上高が最初の 1 年間の売上高と比して増加しているなど）において、この推薦書別紙の提出は不要としてきましたが、新たな市場区分の下では、この取扱いを廃止し、すべての新規上場申請者について、「推薦書」別紙の提出を要するものとします。

Q25. 「事業計画が合理的に策定されていること」を確認するための実質審査において、現行のマザーズと比較して審査内容の変更はありますか。

A. 新たな市場区分の下で、「事業計画の合理性」に係る審査実務について再点検を行い、必要な見直し及び審査上のポイントの明確化を行う予定です。

具体的には、例えば、上場時点で赤字を計上している場合に、上場後における「黒字化の蓋然性」について、とりわけ上場後の一定期間において継続的な赤字計上が見込まれる先行投資型の会社を念頭に、「高い成長可能性」を実現するための事業計画に焦点を当て、実態に即した審査を実施するための審査上のポイントを、改めて明確化していくことが考えられます。

また、審査の前提となる事業計画は、投資者に対して適切に開示され、上場後も継続的に進捗状況が開示される見込みがあることが必要となります。事業計画の開示については [Q27](#) から [Q29](#) も併せてご確認ください。

Q26. 「先行投資型バイオベンチャーの上場についての考え方と審査のポイント」（2019年12月26日公表）は、グロース市場においても基本的に同様の取扱いとなりますか。

A. 昨年公表した「先行投資型バイオベンチャーの上場についての考え方と審査のポイント」は、上場

時点で赤字を計上しており、上場後も引き続き赤字計上が見込まれる先行投資型の会社の一類型であるバイオベンチャーについて、「事業計画の合理性」や「開示の適切性」の審査ポイントを明確化したものとなりますので、新たな市場区分の下で「グロース市場」に新規上場申請を行う場合においても同様に適用することを想定しています。

Q27. 今後、開示が求められる「事業計画及び成長可能性に関する事項」について、記載が想定される内容、事業計画の対象期間、開示のタイミングなどを教えてください。

A. 各社のビジネスモデル、市場規模、競争力の源泉、事業上のリスクのほか、成長を実現するための戦略やその進捗を示す経営指標等について、具体的に説明を行うことが想定されます。具体的な項目や開示事項については、今後、現行制度の一部改正に関する制度要綱で概要をお示しするほか、規則改正の施行前に「事業計画及び成長可能性に関する事項」の記載要領を公表することを予定しています。

また、事業計画の対象期間については、上場会社各社の事業内容、ビジネスモデルによる多様性が見込まれることから、投資者による合理的な投資判断の確保を前提に、各社により適切な期間が設定されることを想定しています。

なお、新規上場会社に対しては、上場日に当該書面を開示し、その後も、継続的に進捗状況を開示することが求められます。

Q28. 上場後における事業計画の進捗状況の開示は、どのタイミングで行えばよいですか。

A. 上場後、少なくとも1事業年度につき1回以上の頻度で、進捗状況の開示を求める予定しています（開示された計画のマイルストーンの達成状況に応じ、年1度以上、たとえば、四半期に1度などの頻度で開示を行うことが適切である場合も想定されます。）。詳細については、現行制度の一部改正に関する制度要綱においてお示しいたします。

Q29. 上場後における事業計画の進捗状況の開示と、業績予想及びその修正開示との間には、どのような違いがあるのでしょうか。

A. 事業計画の進捗状況の開示は、上場時に開示が求められる「事業計画及び成長可能性に関する事項」に記載の内容について、その後の進捗状況を明らかにしていただくことを目的としています。一般論として、「事業計画及び成長可能性に関する事項」では、中長期的な成長を実現するための戦略や施策、その進捗を示す経営指標等が開示されることが想定されますので、それらの内容を踏まえた開示を行う必要があります。

他方で、「業績予想」は、実務上、事業年度の決算発表に際して、翌事業年度における、利益計画の数値を開示する形式が広く採用されています。上場会社に対しては、新たな予想を算出した場合であって、その内容が公表された直前の予想（公表された予想が存在しない場合には、公表された前年実績数値）と乖離しているときに、業績予想の修正に係る適時開示が求められています。

Q30. 新規上場基準において、時価総額に関する基準は設けないのですか。

A. ご認識のとおり、新規上場基準では、時価総額に関する基準を設けないこととしています。

「グロース市場」が、現在のマザーズの特徴づけているベンチャー企業に対する資金供給の役割を引き続き維持していくため、一般投資者の投資対象となりうる最低限の流動性（流通株式時価総額5億円以上など）を求めるることにとどめています。

なお、高い成長可能性を実現するための事業計画について、上場時及び上場後の開示を求めるほか、上場後において成長可能性を喪失した会社に退出を求める上場維持基準として、上場から10年経過後より、時価総額40億円以上を求めることがあります。

Q31. 上場会社における「上場後10年経過後 時価総額40億円以上」の基準の「上場」とはいつの時点からカウントされますか。

A. 一斉移行日において「グロース市場」を選択した上場会社についても、東証に新規上場を行った日を「上場日」として取り扱います（2013年7月の現物市場統合前に大阪証券取引所の単独上場会社であった上場会社については、大阪証券取引所に新規上場を行った日を「上場日」とし、2010年3月末時点でのジャスダック証券取引所の単独上場会社であった上場会社については、ジャスダック証券取引所に新規上場を行った日を「上場日」とし、株式移転等によってテクニカル上場を行った上場会社については、株式移転等の効力発生日前に上場していた会社が新規上場を行った日を「上場日」とします。）。

なお、「市場選択に係る手続き」において、「グロース市場」を選択した上場会社には、当分の間、新たな市場区分の上場維持基準に代えて、経過措置を適用することを想定しています。

Q32. 現在のマザーズでは、上場から10年経過後に、上場先の市場を選択する必要がありますが、グロース市場においては、こうした制度は設けられないのですか。

A. ご指摘のとおり、現行のマザーズでは、上場から10年経過した時点及びその後5年ごとに、マザーズにおける上場の継続又はマザーズから本則市場（市場第二部）への上場市場の変更のいずれかを選択するプロセスを設けていますが、新たな市場区分においては、それぞれの市場区分が独立して運営される前提としているため、他の市場区分を含めた選択のプロセスは設けないものとします。

なお、現行のマザーズにおける市場制度では、時価総額が40億円を上回っている場合に、無条件でマザーズへの継続上場を可能としている制度を引き継ぎ、上場から10年経過後には、時価総額に関する上場維持基準（40億円以上）に適合していることを求める想定です。

・流動性

Q33. 上場維持基準における「流通株式時価総額」は、どのように算定されるのですか。

A. 「プライム市場」に係るQ5をご参照ください。

流通株式の定義の見直し　[(参照) 新市場区分の概要等について 10ページ]

Q34. 流通株式の定義の見直しについては、いつ頃詳細が公表され、また、新たな流通株式の定義はいつから適用されますか。

A. 流通株式の定義の見直しについては、2020年内に公表を予定する制度要綱において、その詳細をお示しし、2022年4月1日の新たな市場区分への移行とあわせて適用することを予定しています。

なお、2021年7月末を目途に新たな市場区分の上場維持基準への適合状況を上場会社各社に通知する際には（「新市場区分の概要等について」の13ページ参照）、見直し後の流通株式の定義に基づいて適合状況の判定を行う予定です。

Q35. 流通株式の定義の見直しについて、具体的にはどのような見直しが想定されていますか。たとえば、「政策保有株」や「PEファンドの保有分」について、どのような取扱いとなりますか。

A. 保有の実態から見て流通株式数から除外すべき類型の具体的な内容や、その把握方法を含めて、現在、検討を進めているところです。詳細については、上記のとおり、2020年内に公表を予定する制度要綱においてお示しいたします。

新たな市場区分の選択に係る手続　[(参照) 新市場区分の概要等について 12、13ページ]

Q36. 「市場選択に係る手続」を行う場合、どのような基準を満たす必要がありますか。たとえば、市場第一部上場会社が「プライム市場」を選択する場合はどのような基準への適合が求められますか。

A. 「市場選択に係る手続」を選択する場合、移行基準日（2021年6月末）時点で、新たな市場区分の上場維持基準に適合していないときは、移行に際して、適合に向けた計画書の提出が求められます。一斉移行日（2022年4月1日）前に市場第一部に上場する会社が「プライム市場」を選択する場合も、これに該当いたします。なお、この計画書に関しては、[Q42](#)から[Q44](#)も併せてご確認ください。

Q37. 「新規上場と同様の審査手続」が必要となる市場区分を選択する場合、どのような審査が行われますか。

A. 「新規上場と同様の審査手続」においては、各市場区分の新規上場基準と同様の基準への適合を確認するための審査を行います。

Q38. 「新規上場と同様の審査手続」が必要となる市場区分を選択する場合のスケジュールを教えてください。

A. 一斉移行日（2022年4月1日）に「新規上場と同様の審査手続」が必要となる市場区分への移行を希望する場合、市場選択手続期間中（2021年9月～12月）に申請を行い、当該期間中に新規上場と同様の基準に適合することが必要です。審査に必要な期間も踏まえ、十分に余裕をもって手続きを行ってください。
なお、現行制度における一部指定や市場変更については、市場選択手続期間にかかわらず、申請が可能です。その際の審査の基準に関しては、2020年7月以降、一部見直しを行う予定です。

Q39. 「新規上場と同様の審査手続」が必要となる市場区分を選択した場合で、新規上場基準と同様の基準に適合しなかったときは、どのような取扱いとなりますか。

A. 市場選択手続期間中（2021年9月～12月）に審査が完了しなかった場合や、新規上場基準と同様の基準に不適合となった場合は、当該期間の終了までに、市場選択の内容を変更することが想定されます。
例えば、市場第二部の上場会社が、市場選択手続期間の当初に「プライム市場」を選択したもの、審査の結果、「プライム市場」の新規上場と同様の基準に適合しないことが明らかとなった場合には、「スタンダード市場」に選択内容を変更することが考えられます。
また、市場選択手続期間中に審査が完了しなかった場合には、市場選択の内容を変更したうえで、新たに一斉移行日（2022年4月1日）以降における市場区分の変更申請（当該申請に基づく審

査は、新たな市場区分の下で新規上場の審査を行う場合と同様の基準によって行います。)を行
い、市場変更に係る審査を継続することが考えられます。

**Q40. 新たな市場区分の上場維持基準に適合しているか否かの通知では、どの市場区分への適合状況
が通知されるのですか。**

A. 上場会社への通知では、「新規上場と同様の審査手続」を経ることなく選択可能な市場区分の適合
状況について、お知らせすることを想定しています。

たとえば、市場第一部の上場会社に対しては、「プライム市場」及び「スタンダード市場」の上場
維持基準への適合状況をお知らせします。

詳細は、2020年内に公表を予定する制度要綱においてお示しいたします。

**Q41. 移行基準日における上場維持基準への適合状況を判定するにあたって、基準日、算定期間等を具
体的に教えてください。**

A. 「流通株式」、「株主数」等に関しては、移行基準日（2021年6月末）時点において、上場会社
が提出している直近の「株式分布状況表」（今後検討される「流通株式」の定義を踏まえ、「株式分
布状況表」の様式の変更が生ずる見込みです。）に基づいて判定することを想定しています。

通常、「株式分布状況表」は、上場会社の事業年度の末日（事業年度の末日と株主等基準日が異なる
場合は、株主等基準日）現在の状況が記載されておりますが、直前の事業年度の末日後の特定の
日現在の「株式分布状況表」が移行基準日までに任意に提出された場合には、それに基づいて判定
いたします。

また、「株価」や「売買代金」については、一時的な市況の変動等による影響を緩和するため、移
行基準日に先立つ一定期間の平均値によって判定することを想定しています。

詳細については、2020年内に公表を予定する制度要綱においてお示しいたします。

**Q42. 「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」において、記載が想定される内容を教
えてください。**

A. 「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」においては、自社が適合していない上場維持
基準への適合に向けた、具体的な計画を記載していただくことを想定しています。

なお、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の内容は、提出後に公衆縦覧されるほ
か、一斉移行日（2022年4月1日）後においても、計画の進捗状況等の継続的な開示が求めら
れますので、市場区分の選択に係る意思決定の際に、あわせて取締役会における承認等を受けるこ
とが想定されます。

詳細については、今後、2020年内に公表を予定する制度要綱に基づく制度改正とあわせて、
「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の記載要領を公表する予定です。

Q43. 選択する市場区分の「収益基盤・財政状態」に関する基準に適合していない場合、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の提出が求められますか。

A. 「収益基盤・財政状態」に関する基準は上場維持基準ではないため、当該基準に適合していない場合であっても、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の提出は不要となります。

Q44. 「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の進捗状況について、具体的にどのようなタイミングで開示することが求められますか。

A. 「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出した上場会社は、経過措置の適用を受けている間、その計画の進捗状況を定期的に開示することが求められます。具体的には、少なくとも、年に1回、毎事業年度の末日から起算して3か月以内に、進捗状況の開示が求められるほか、計画の内容に重要な変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の内容を開示することが必要となります。

Q45. 市場選択に係る取締役会決議を行った場合は、適時開示が求められますか。取引所から選択結果の公表は行われますか。

A. 市場選択の決定を行った事実だけをもって、適時開示義務の対象となるものではありません（ただし、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の策定にあたり、投資判断上重要な決定を行った場合には、適時開示の対象となります。）。

各上場会社の市場選択の結果は、市場選択手続期間（2021年9月～12月）の末日後速やかに（2022年1月を想定）公表いたします。あわせて、選択申請時の提出資料についても、東証において公衆縦覧することを想定しています。

詳細については、2020年内に公表を予定する制度要綱においてお示しいたします。

経過措置 [(参照) 新市場区分の概要等について 14ページ]

Q46. 経過措置の適用期間について「当分の間」とありますが、具体的な期間を教えてください。

A. 経過措置は、上場会社の皆様に、新たな市場区分における上場維持基準に対応していただくために、必要な時間的猶予を確保するものです。現時点において、明確に期間の定めは設けていませんが、市場選択の状況や、一斉移行日（2022年4月1日）後における上場会社各社の上場維持基準への適合状況など、中期的な状況変化を踏まえながら、検討してまいります。

Q47. 経過措置の適用期間中の上場維持基準について、具体的な内容を教えてください。

A. 原則、「プライム市場」の経過措置は現行の指定替え基準と同様の水準としており、「スタンダード市場」及び「グロース市場」は、上場廃止基準と同様の水準としています。なお、各市場における基準を調整のうえ水準を設定しており、項目によっては、必ずしも現行の基準と一致しない場合もあります。
詳細については、「新市場区分の概要等について」の参考資料23ページ（プライム市場）、25ページ（スタンダード市場）、26ページ（グロース市場）をご参照ください。

Q48. 新たな市場区分への移行後、経過措置の適用期間中に、他の市場区分への変更を希望する場合には、どのような手続を行うことが求められますか。

A. 新たな市場区分の開始後、上場会社が他の市場区分への変更を希望する場合には、新規上場基準と同様の基準に基づく審査を受けていただく必要があります。そのため、たとえば、市場第一部上場会社が「プライム市場」を選択した後、経過措置の適用期間中に、「スタンダード市場」への変更を希望する場合には、「スタンダード市場」への新規上場申請を行っていただき、新規上場基準と同様の基準に基づく審査を受けていただくこととなります。

工程 [(参照) 新市場区分の概要等について 16ページ]

Q49. 今後、市場区分の見直しが進められていく中で、新たな上場基準や流通株式の定義などについて、東証に意見を提出する機会はありますか。

A. 現行制度の一部改正に関する制度要綱、2020年内に公表を予定する新たな市場区分の制度（流通株式の定義の見直しを含む）に関する制度要綱については、いずれも、市場関係者の皆様からの意見募集手続き（パブリック・コメント）を実施いたします。

現行制度の一部改正 [(参照) 新市場区分の概要等について 17ページ]

Q50. 現行制度の一部改正では、新規上場基準のみでなく、一部指定基準、市場変更基準等も改正の対象となるのでしょうか。また、制度改正の適用時期について教えてください。

A. ご認識のとおり、現行制度の改正（2020年7月予定）では、新規上場基準のほか、一部指定基準、市場変更基準等も改正の対象となります。

施行日（2020年7月予定）後に、新規上場、一部指定、あるいは、市場変更等の申請を行う場合は、改正後の基準で審査を行います。施行日前までに新規上場等の申請を行った場合については、現行基準を適用して審査を行います。

Q51. 現行制度の改正内容について、「新市場区分の概要等について」の17ページに記載されている項目以外に何か想定している内容はありますか。

A. 現時点で想定している主な内容は「新市場区分の概要等について」の17ページのとおりです。詳細については、現行制度の一部改正に関する制度要綱においてお示しいたします。なお、パブリック・コメント手続の結果、新たな論点が生じた場合等に、改正内容について所要の追加・修正を行う場合があります。

Q52. 現行制度の改正では、市場第一部への新規上場、市場変更及び一部指定に関する基準について、赤字の場合の上場審査基準の明確化が行われる予定とのことですが、具体的にはどのような基準の見直しが行われる予定ですか。

A. [Q15](#)をご参考ください。

Q53. 市場第二部及びJASDAQスタンダードの上場基準が共通化される見込みですが、新規上場申請書類の取扱いはどうなりますか。

A. 新規上場申請時の提出書類等については、2022年4月に実施を予定する新たな市場区分への移行までの間、現行どおりとすることを想定しています（市場第二部への上場申請を行う場合とJASDAQへの上場申請を行う場合とで、異なる提出書類となります。）。

Q54. 現行制度改正後、マザーズでは、新規上場時の「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示が求められますが、新規上場申請にあたって同事項の提出が求められますか。

A. マザーズへの上場申請書類として、「事業計画及び成長可能性に関する事項」をご提出いただき、事業計画やその開示に係る実質審査を行うことを想定しています。

Q55. 現行制度の改正について、新規上場、市場変更及び一部指定の基準のほか、指定替え基準や上場廃止基準について見直しが行われますか。

A. 原則として、現行の基準を維持することを想定していますが、新規上場等の基準の見直しとあわせて、株主数に関する基準など、一部、見直しを行う予定です。詳細については、現行制度の一部改正に関する制度要綱においてお示しいたします。

Q56. 制度改正に伴い、現行の各市場の標準審査期間に変更はありますか。

A. 市場第一部、市場第二部及びマザーズについては、標準審査期間の変更は予定していません。JASDAQスタンダードについては、上場審査基準を、原則、市場第二部と共通化していくことから、標準審査期間も市場第二部の場合と同一とすることを想定しています。

以上